

嘉手納町事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大による経済的な影響を鑑み、厳しい状況にある中小企業者等に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給する。

①給付対象者

次の要件をすべて満たす者（個人事業主含む）とする。

- ◆中小企業者であること
- ◆令和3年7月1日時点で嘉手納町内に事務所又は事業所を有すること
- ◆今後も事業を継続していく意思があること
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が5%以上減っていること

中小企業の定義	
業種分類	資本金の額又は出資の総額
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④除く)	3億円以下
②卸売業	1億円以下
③サービス業	5,000万円以下
④小売業	5,000万円以下

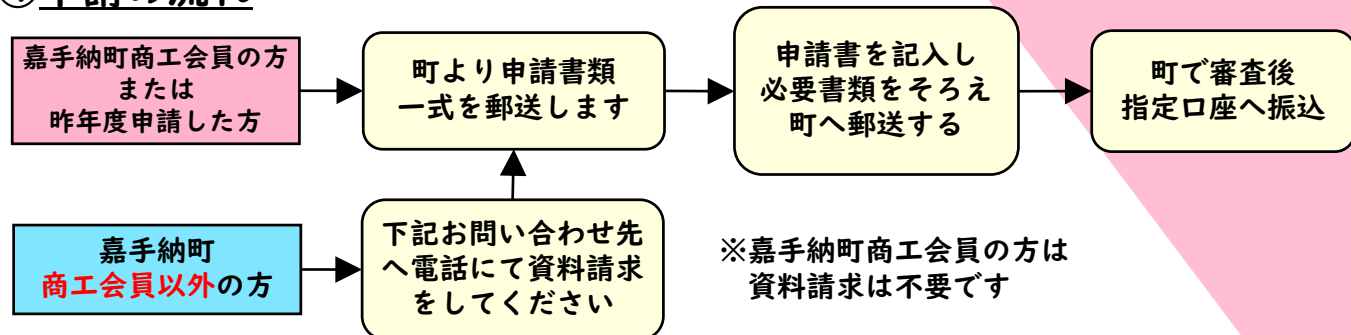
②給付額

一律10万円

③申請受付期間

令和3年7月12日(月)～令和3年9月30日(木)

④申請の流れ



原則として郵送にて申請をお願いいたします。申請書類一式に返信用封筒を同封します。窓口にて書類の記載方法等を確認したい場合は予約が必要となりますので、下記までご連絡ください。

◆◆書類提出先・お問い合わせ先◆◆◆
嘉手納町役場 産業環境課 商工振興係
〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地
☎956-1111 (内線327・325)